

平成27年度沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進計画

平成27年3月31日
沖縄総合事務局開発建設部
コンプライアンス推進本部決定

1. コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部等 【継続】

平成25年3月25日付けにて設置した「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進本部」と推進本部の決定により平成25年4月22日付け設置した「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進室」によりコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を平成27年度も継続して実施する。

また、外部有識者で構成される「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス・アドバイザー委員会」において、推進計画等の策定に向けた意見、提言を伺い、引き続き取り組み等に反映していく。

(2) 各事務所におけるコンプライアンス推進体制の構築・連携及び強化 【継続】

各事務所内に設置された、コンプライアンス推進責任者を補佐するための「コンプライアンス推進室」は、事務所におけるコンプライアンスの強化を効率的・効果的かつ自立的に推進するため、各事務所間で情報共有を行い、取り組みの連携を図る。

また、開発建設部コンプライアンス推進室と各事務所コンプライアンス推進室は、年2回以上合同で会議を開催して情報共有を図り、連携してコンプライアンス推進を図る。なお、1回目は4月中に開催し平成27年度コンプライアンス推進計画の周知・徹底を図り、早期の計画実施に取り組む。

(3) コンプライアンス指導者（指導員、インストラクター）の育成 【継続・新規】

①全ての管理職職員をコンプライアンス指導員と位置づけ、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な知識と管理能力、判断力の向上を図り、更にコンプライアンスインストラクターと連携してコンプライアンス講習会やミーティング等を主催し、これを実行あるものとするためのスキルの向上を図る目的で、コンプライアンス指導員研修を実施し、指導者としての育成を図る。

②コンプライアンスインストラクター養成制度の構築 【新規】

・コンプライアンスインストラクター養成研修を開催し、インストラクターとして、職員の倫理感の涵養及び綱紀保持の徹底を図る職員を育成し各部署へ配置する制度を構築する。

・本局課長、事務所副所長・総務課長等に加え、次世代を支えるメンバー（本局課長補佐、事務所技術系課長等から人選）を中心に研修に参加させ、重層的なインストラクターの養成を図る。

・受講者には推進本部長の認定証を発行しコンプライアンスインストラクターとして認定する。インストラクターはコンプライアンス指導員のサポート及び連携によりコンプライアンス学習やコンプライアンス・ミーティング等を実施する。

2. 職員の意識改革に向けた取組

(1) 推進本部長等によるコンプライアンス意識の高揚【継続】

- ①コンプライアンス推進本部長（次長）から全職員に対して綱紀の厳正な保持や法令遵守に関するメッセージを送付し、コンプライアンス意識の高揚を図る。
- ②コンプライアンス推進本部長等本部職員から本局幹部会、事務所長会議等において、随時、綱紀の保持や倫理規程に関する訓辞を行い、職員のコンプライアンス意識高揚を図る。

(2) 研修等におけるコンプライアンス講義の充実化【継続】

- ①沖縄総合事務局開発建設部で実施している研修のカリキュラムに、コンプライアンスに関する講義・講話等を取り入れる。
- ②職員に対してより専門的な知識を付与し、職員の遵法意識を高める観点から、外部講師によるコンプライアンス講習会を実施する。
- ③官公庁等の職員によるコンプライアンス不祥事事例集を作成し、研修や講習会等において活用する。

(3) コンプライアンス・ミーティングの開催【継続・新規】

- ①職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を目的に、本局各課・各事務所の所属毎にコンプライアンス・ミーティングを年2回以上実施する。
- ②各職場のリスク回避の平準化を図る体制の構築【新規】
ミーティングテーマとして、職場のコンプライアンスリスクをテーマに討議し、これを基に各職場が連携して横断的にリスク検証し、これを繰り返すことで各職場のリスク回避の平準化を図る体制を構築する。

(4) パソコン画面へのコンプライアンスメッセージの表示【継続】

継続して職員のコンプライアンス意識向上を図るため、全職員のパソコン画面へコンプライアンスメッセージを定期的に表示する。

(5) コンプライアンス情報の提供【継続】、

全職員のパソコン画面へコンプライアンスメッセージを定期的に表示する。
コンプライアンスに関する最新の事例等の情報を適宜事務所等に提供する他、開発建設部イントラネットに掲載して職員が常時閲覧できるようにするなど、コンプライアンスに関する意識の高揚に向けた取り組みを実施する。

(6) 発注者綱紀保持マニュアル等の周知【継続】

平成26年4月1日作成した「開発建設部発注者綱紀保持規程、同マニュアル」について、マニュアルのコンパクト版を利用した学習会やコンプライアンス・ミーティング等を通して職員に周知する。

(7) 発注者綱紀保持に関するアンケート調査の実施【継続】

各職員における発注者綱紀保持規程等の認識状況の確認や今後の取り組みの参考とするため、コンプライアンス・ミーティング時にアンケート調査を実施する。

(8) コンプライアンスコンパクトカード（仮称）の作成【新規】

職員一人一人が常にコンプライアンスを意識し、全ての行動の規範とすることを目的に、リスク回避方法等を踏まえたコンプライアンス基本規程等を盛り込んだコンパクトカードを作成し開発建設部全職員に配布・携帯させる。

3. 入札契約のプロセスの見直し及び情報管理の徹底等【継続】

(1) 入札書と技術提案書の同時提出の試行【継続】

不正が発生しにくい入札契約制度への見直しを行うため、当面の間、一部の工事において、入札書と技術提案書を同時に提出させることにより、技術評価点漏洩の防止を図る。

(2) 各種委員会に関する情報の管理【継続】

入札・契約手続運営委員会、建設コンサルタント選定委員会及び技術審査会等で使用した資料は、会議終了後に即時回収することを徹底し、情報漏洩防止を図る。

(3) 各種委員会における業者名のマスキングの徹底【継続】

各種委員会において使用する資料には、業者名がわからないようにマスキングを徹底することにより、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図る。

(4) 入札契約手続きの役割分担の明確化【継続】

「入札契約手続きの役割分担」を明確化することによって、情報を知る機会と知る者を限定し、情報漏洩の防止を図る。

(5) 予定価格に関する情報の管理【継続】

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う。また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報漏洩の防止を図る。

(6) 情報セキュリティの徹底【継続】

「情報セキュリティ教育（内閣府）」、「セキュリティ講習会」において情報取扱の周知を行い、情報漏洩の防止を図る。

(7) 談合業者に対する違約金加算対象の拡大【継続】

談合の首謀者、あるいは一定期間内に繰り返し談合行為を行った業者まで拡大する対策については、継続して実施する。

4. 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化【継続】

事務所ごとに年間を通じた応札状況について、ホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る。

5. 事業者等との適切な関係の確保 【継続】

(1) 事業者等に対し、推進計画の取り組み状況の説明 【継続】

業界団体を通して事業者等に対し、当部の推進計画に基づく取り組みを各機会を通じて説明する。また、受注業者に対しては、発注者綱紀保持等の取り組みに対する協力依頼文書を契約時に配布する。

(2) 事業者等に対し、パンフレットの配布等による周知徹底 【継続】

事業者等に対して、一般競争参加資格の認定時の機会等に発注者綱紀保持のパンフレットを配布して発注者の取り組みを周知徹底する。

(3) ホームページへの掲載 【継続】

コンプライアンス推進計画及び推進計画に基づく取り組み、発注者綱紀保持のパンフレット等をホームページに掲載し、事業者等への周知を図る。

(4) 応接場所等の可視化 【継続】

事業者等との応接については、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により行うことを職員に周知徹底する。

事務所の副所長室の相部屋化、大部屋化は副所長のいる全事務所において平成26年度において実施済みであるため、これを維持し事業者との応接の可視化を進める。

(5) 外部からの不当な働きかけへの適切な対応の徹底 【継続】

職員は、事業者等又は沖縄総合事務局開発建設部以外の内閣府職員若しくは他省の職員等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、毅然と対応するとともに、沖縄総合事務局開発建設部発注者綱紀保持規程第12条の規定に基づき、以下の対応を執るよう周知徹底を図る。

○その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えること。

○速やかに、所属長等及び発注者綱紀保持担当者に報告するとともに、その後の対応について指示を受けること。

○職員から報告を受けた所属長等及び発注者綱紀保持担当者は、速やかに開発建設部長及び次長へ報告すること。

6. 監査機能の充実 【継続】

内部監査の充実 【継続】

監査組織の強化を受けてコンプライアンスに関する監査体制を強化し、全ての事務所を対象に、幹部職員のコンプライアンス取り組み状況や、事務所全体の取り組み状況及び入札関係文書の管理等を監査事項とした内部監査を充実する。